

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	清水山上
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。 【主要作物】水稲、もち麦、飼料用米 【その他】パイプラインの経年劣化による水漏れ対策や、米の消費減等の需要の変化への対応、耕作者の高齢化が課題となっている。集落の認定農業法人を中心に農地を集積する。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。 【将来の主要作物】水稲、麦、大豆、野菜の栽培を行っていく。麦、そば等の転作作物や、スイートコーン、レタス等の園芸作物を生産する。 【その他】有機農業を取り入れる。ラジコン草刈機の導入を検討する。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在基盤整備中であり、農地の条件を整え、作業効率に配慮しより集約化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の実施を考えている(目標年度:令和5年度～)。 暗渠排水、フォアス、自動給水等の設置。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外から集落の農業法人の担い手を確保し、持続的農業を行っていく。清水山下地区及び清水山新保地区と連携を進め、圃場整備完了後に清水山三区での営農の一本化を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点ではほぼ集落内で対応できているため、活用を拡大する予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	-	<input type="radio"/> ④輸出	-	<input type="radio"/> ⑤果樹等	
-	<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	-	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携	-	<input type="radio"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の対策を実施している。③ドローン、田植機、トラクター、コンバイン等スマート農業に対応した機械の活用を進めていく。ラジコン草刈機の導入を検討する。⑦河川敷の水稲については、河川の増水により毎年被害(冠水、土砂流入等)をうけているため、将来的には要検討。⑧園芸用ハウスの建設を検討していく。

4 変更申請経歴

・農業を担う者の変更 3名、18筆 (令和8年2月)